

壬生町本庁舎跡地等活用検討委員会設置要綱

平成31年1月16日
告示第2号

(設置)

第1条 本庁舎（壬生町通町12番22号に位置する壬生町役場をいう。）の移転を踏まえ、その跡地及び建物（以下「本庁舎跡地等」という。）の有効活用について幅広い見地から検討するため、壬生町本庁舎跡地等活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を町長に報告する。

- (1) 本庁舎跡地等の活用に係る基本的方針に関すること。
- (2) 本庁舎周辺の中心市街地全体の活性化に資する本庁舎跡地等の活用方法に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本庁舎跡地等の有効活用に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体等の代表者等
- (3) 公募により選出された町民
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める事務が終了するまでとする。ただし、当該終了の日以前に委員がその職を退いたときは、その後任者が引き継ぐものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 第2条に定める事務の調査検討等を行わせるため、委員会にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、委員長の指定したメンバー10人程度をもって組織する。

(庶務)

第8条 委員会及びワーキンググループの庶務は、総務部総合政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。